

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社「(仮称) 小平町風力発電 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 7 年 8 月 2 1 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、「(仮称) 小平町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、ENEOS リニューアル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 北海道留萌郡小平町
原動力の種類： 風力（陸上）
出 力： 約 8 5 , 4 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 6 年 5 月 3 0 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 6 年 8 月 2 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和 6 年 8 月 1 4 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 6 年 1 2 月 2 6 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 7 年 3 月 1 7 日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	令和 7 年 6 月 6 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 7 年 8 月 2 1 日

問合せ先： 電力安全課 小西、松本
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 （直通）

ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社（仮称）小平町風力発電事業
環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動の調査地点については、当該地域への影響を適切に予測及び評価できるよう、調査地点の追加について再検討の上、適切な位置に設定すること。
2. 水質の調査にあたっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設置する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 動植物の調査地点及び踏査ルートについては、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を踏まえて設定するとともに、調査の実施に当たっては、専門家等の助言を踏まえて、適切な手法で行うこと。
4. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに、適正な方法で行うこと。
5. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ等の希少な鳥類の生息、バードストライク及びバットストライク並びに移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 生態系に係る注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。
7. 対象事業実施区域には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣又はねぐら等に利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、本事業の実施に伴う

影響を予測し、評価すること。